

北海道告示第10635号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年12月25日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年 8 月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

札内ショッピングモール  
中川郡幕別町札内共栄町163番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規  
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号  
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛  
札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

ホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規  
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号  
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛  
札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(変更後)

DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規  
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号  
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛  
札幌市中央区北1条東3丁目3番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
ホームマック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号
株式会社ダイイチ	代表取締役 鈴木 達雄	帯広市西20条南1丁目14番地47
北雄ラッキー株式会社	代表取締役社長 川端 敏	札幌市中央区北11条西19丁目36番35号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地6

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
DCMホームマック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号	(ア)
株式会社ダイイチ	代表取締役 鈴木 達雄	帯広市西20条南1丁目14番地47	
北雄ラッキー株式会社	代表取締役 桐生 宇優	札幌市手稲区星置1条2丁目1番1号	(イ) (ウ)
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	(エ)
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地6	

(4) 変更の年月日

上記(3)ア及びイ(ア) 平成27年 3 月 1 日  
上記(3)イ(イ) 平成27年 3 月 1 日  
上記(3)イ(ウ) 平成25年 6 月17日  
上記(3)イ(エ) 平成26年 8 月 7 日

- (5) 変更する理由
  - 上記(3)ア及びイ(ア) 社名変更のため
  - 上記(3)イ(イ) 代表者変更のため
  - 上記(3)イ(ウ) 本社移転のため
  - 上記(3)イ(エ) 代表者変更のため

2 届出年月日  
平成29年8月8日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所  
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間  
平成29年8月25日(金)から同年12月25日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (3) 縦覧時間  
午前8時45分から午後5時15分まで